

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念として「社員の創造性と、相互の信頼を育み、美しく、快適な地球環境づくりに邁進する世界の技術と頭脳の会社を創造する」をあげ、そのキャッチフレーズとして「人・夢・技術」を掲げ、豊かな自然を生かしながら人が「夢」を持って暮らすことのできる生活基盤を創造し支えるために技術の研鑽に励んでまいります。そして、この技術を活用して、さらに安全に、安心して暮らせる社会の実現に向けて、あらゆる生活基盤に関わるサービスを提供できる企業へと変貌することで、ステークホルダーの期待と信頼に応える努力をしております。

コーポレートガバナンスにかかわる方針と取組みは、当社の経営理念をより具体化し、当社の意思決定を透明・公正に行い、かつ有効・必要な挑戦と持続的発展を遂げていくための基本的な方針を取りまとめ、コーポレートガバナンスの充実を図るものです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2】

議決権電子行使プラットフォームの利用については、2022年12月に開催予定としている第1回定時株主総会に向けて、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、事業拡大並びに安定的発展のために中長期的観点から、事業戦略上の重要性、関係先との事業上の関係等を総合的に勘案し、必要な株式について保有する方針です。

(1)新規に保有する場合の判断は、保有する企業の事業内容、業績の経緯、当社の戦略上の重要性、投資効果等を検証した上で取締役会において決議しております。

(2)保有株式の議決権行使については、原則、会社提案には賛成しておりますが、当該企業の発展性、株主利益重視の姿勢の評価並びに、議案が当社資産価値の向上性、保有目的との整合性に資するか等を考慮し、判断しております。

(3)政策保有株主から売却打診を受けた場合、当該株主の意向を尊重し、その売却等を妨げることは行っておりません。

(4)保有株式についての状況は、四半期ごとに、取締役会に状況報告を行い、政策的に中長期的視点から保有の継続の是非を判断することとしています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、定期的に調査確認を行い、取締役会において法令適合性並びに会社及び株主の共同利益に反することのないよう審議・承認をしております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方>

当社では、(1)女性の管理職への登用、(2)外国人の管理職への登用、(3)中途採用者の管理職への登用、(4)その他の事項(多様性の確保についての総合的な考え方を含む)を行っております。当社では、社員一人ひとりがさまざまな立場や価値観を認め合い、多様な働き方を実現できる環境をつくることを経営課題と位置づけ、長時間労働の削減、高齢者の雇用機会の促進、女性の活躍推進などについて討議をし、多様性の確保に向けた取組みを進めております。今後は、さらに働き方改革を進化させ、IoTを活用した生産効率向上と、若手、シニア、女性、外国籍など各社員の属性に応じた多様な人材を育成する環境を整備してまいります。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

計画期間:2020年4月1日~2022年3月31日(2年間)

目標: 管理職(課長級以上)に占める女性割合を7.1%以上とする。

目標: 女性の平均勤続年数を男性の平均勤続年数の71%以上にする。

<多様性の確保の状況>

持株会社が設立される2021年10月以降、多様性の確保についての取り組みの状況を適宜開示してまいります。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

コーポレートガバナンス・コードは、取締役会で決議し、毎年見直しを図っております。2021年6月に改訂されたコードポレートガバナンス・コードで開示が強化された項目については、具体的な記載内容について現在改定案を検討しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金の運用は、建設コンサルタンツ厚生年金基金があります。同基金には当社の完全子会社である長大(以下、「長大」という)の取締役が理事として就任し運営状況把握しております。同基金は積立金の運用を国内外の複数の運用機関に委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関に一任することで

企業年金の受益と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
社員の創造性と、相互の信頼を育み、美しく、快適な地球環境づくりに邁進する世界の技術と頭脳の会社を創造する。
- (2) コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書 1.「基本的な考え方」をご覧ください。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書 1.【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご覧ください。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
本報告書 1.【補充原則4 - 10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】及び本報告書 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要) (7)指名、報酬決定をご覧ください。
- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査等委員である取締役候補者の指名理由については、社内役員も含めた全役員について、株主総会参考書類に記載することとしております。また、経営陣幹部の解任が生じた場合は、解任理由を開示いたします。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等】

当社は、安全に、安心して暮らせる社会の実現に向けて、あらゆる生活基盤に関わるサービスを提供できる企業へと進化することで、ステークホルダーの期待と信頼にこたえるため「事業継続計画」、「情報セキュリティ運用要領」等を策定し定期的な訓練などの努力をしております。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の概要】

当社は、決定事項の重要性等に鑑み、取締役会規則及びその付議基準並びにグループ連携推進会議規程及びその付議基準にて、経営陣及び担当取締役の決裁権限を規定し、意思決定の責任の所在を明確にいたします。

経営陣幹部の業務判断については、「職務権限規程」に基づき権限のある者の判断に委ねることで、迅速な判断が出来るようにしております。また、新規事業につきましては、事業評価会議において、決裁手続きや承認に至る確認項目等を提示し、経営陣の新たな取り組みをスムーズにするように努めております。経営陣の報酬につきましては、中長期視点での業務課題へのコミットメントとその達成度を評価する固定報酬部分及び各年度の企業業績により決定される業績連動報酬部分を並立させて、短期、中長期視点のバランスを取っております。なお、各報酬の比率や水準及び具体的な報酬額の決定にあたっては、基準を設け、特別審査委員会の審議を経て取締役会で決議する等客観性、透明性ある手続きを行っております。

【原則4 - 9 .独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任に関する判断基準としては、当社が上場している東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」や「上場管理等に関するガイドライン」に記載されている社外役員の独立性に関する事項に準じて選任しております。

【補充原則4 - 10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社は、経営の公正、透明性を高めるため、社外取締役を委員長とする特別審査委員会を設置し、取締役の人事、報酬等について審議し取締役会に答申しております。なお、特別審査委員会は、その過半数を社外取締役で構成しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の多様性に関する考え方等】

- (1) 取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者から選任する。
- (2) 社外取締役は、社外役員の独立性に関する基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる者から選任します。
- (3) 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる取締役で構成することとし、取締役会全体としての多様性に配慮します。
- (4) 新任の取締役候補者は、本条を踏まえ、グループ指名委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経て、取締役会で決定されます。

【補充原則4 - 11 取締役・監査等委員である取締役の兼任状況】

当社の取締役には当社に集中してその労力を注いでいただくことが望ましいと考えており、多数の他の上場会社の役員兼務者を選定しておりません。また、監査等委員である取締役には、法令に則り、当社子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与若しくは執行役の兼務者を選定しておりません。このような兼任状況については株主総会招集通知等で公開しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性評価については、取締役会、グループ連携推進会議等の会議への出席や審議等を通じて、取締役会の実効性を評価する体制としており、今後も、取締役会の実効性評価を通じて取締役会の体制や運営等を継続的に改善してまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査等委員である取締役のトレーニング】

当社では、取締役、監査等委員である取締役の役割と責務を果たすための知識や技術の研鑽、更新について継続的に、セミナーの開催、勉強会の開催を行うこととしております。また、社内において公開で、その時々時事問題等の講演会も実施し、トレーニングの場とすることとしております。

また、業界団体で開催する経営者セミナー等にも積極的に参加することとしております。取締役・監査等委員である取締役の就任時には、取締役、監査等委員である取締役として最低限必要な留意事項のガイダンスや受講することが望ましい社外講習等の紹介・斡旋などを行うこととしております。また、経営に影響を及ぼす法制や会計基準等の改正があった場合などには、グループ連携推進会議や取締役会その他の会議等で、内容説明の場を設けることとしております。

【原則5 - 1 .株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話は、企業価値向上と持続的発展のため必要なことと認識し、株主、投資家の皆様と建設的な対話を今後も続けていく方針です。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長大グループ社員持株会	1,007,546	10.70

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	477,000	5.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	304,500	3.23
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	280,000	2.97
丸田 稔	238,800	2.53
株式会社三菱UFJ銀行	237,600	2.52
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	213,137	2.26
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	212,200	2.25
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	180,000	1.91
株式会社常陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行)	162,000	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

長大グループ社員持株会は、2021年10月1日より、人・夢・技術グループ社員持株会に名称変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期 更新	9月
業種 更新	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田邊 章	他の会社の出身者											
二宮 麻里子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 章				田邊章氏は、株式会社社長大の社外取締役として、在任期間は2021年9月末日をもって通算10年9ヶ月となります。金融分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

二宮 麻里子				二宮麻里子氏は、完全子会社である株式会社長大の社外監査役として、在任期間は2021年9月末日をもって通算約6年8ヶ月となります。取締役会等においても、弁護士及び社外からの知見から意見を述べています。弁護士としての専門性と、企業法務に関する大局的かつ高度な知見を監査体制に反映いただくことを期待しております。なお、同氏は、直接企業経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適正に遂行できるものと判断しており、選任をお願いするものであります。
--------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が株主価値向上のための重要課題であるとの認識の下で、経営監督機能と業務執行機能を明確に分離し、グループガバナンスの強化を図っていくことを基本方針として、監査等委員会設置会社としました。また、監査等委員である取締役3名のうち2名を社外取締役としており、監査等委員である取締役全員が、グループ連携推進会議をはじめとする重要な会議・委員会等に出席し、監査等委員会への報告に関する体制を整備することで、監査の実効性および独立性を確保いたします。経営の透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現すべく、現状の体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	特別審査委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	特別審査委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、経営の公正、透明性を高めるため、社外取締役を委員長とする特別審査委員会を設置し、取締役の人事、報酬等について審議し取締役会に答申しております。なお、特別審査委員会は、その過半数を社外取締役で構成しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

社外取締役田邊章、二宮麻里子は、当社との関係において東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を充たしております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがある事由に該当しておらず、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提案を行うにあたり、適切な人物であるとの判断から、独立役員に選任いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動報酬は、連結経常利益の目標達成率に応じて増減して支給するものであります。また、業績連動報酬の額の決定方法は、固定報酬に役職位毎の業績連動支給率を乗じた額とすると定めており、その率は業績に対する責任の比重を考慮し、役職位に応じて26%～32%としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新**

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、各人の役位などをもとにして基準を定めた内規を作成し、その基準をベースとして、当期の業績及び業績への各人の貢献度などの諸般の事情を勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役は、取締役会、グループ連携運営会議、監査等委員会、その他重要な会議に出席し、業務執行の状況等の報告を受けております。また、取締役会の開催に際しては、取締役会事務局が事前に議案の概要について内容を共有し、必要に応じて説明を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。当社の企業統治の体制として、取締役会は取締役7名(うち2名社外取締役)、監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち2名社外取締役)で構成されております。当社の経営組織とその運営状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

経営上の重要事項に関する意思決定を合理的かつ効率的に行うことを基本方針とし、毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会の開催を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にし、また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築の一環として、取締役の任期を1年に定めております。

(2) グループ連携推進会議

取締役会で決定した基本方針に基づくグループ経営運営・管理に関する重要事項を協議決定し報告する機関として、経営役員及び経営役員の指名する者をもって月一回開催いたします。

(3) 監査等委員会

当社では監査等委員である取締役3名は、社外取締役が2名、社内出身の常勤監査等委員が1名で構成されており、取締役会での意思決定の過程、取締役の職務執行状況、その他グループ経営に係わる全般の職務執行状況について監査を実施してまいります。また、必要に応じて、取締役及び各部門長に対して報告を求め、職務執行状況について情報を収集いたします。なお、監査等委員、内部監査担当者及び会計監査人は、定期的にミーティングを開催することによって情報交換を行い、連携を密にすることによって的確な監査体制の維持にも注力いたします。

(4) 内部監査

当社は、代表取締役直轄の内部統制センターを設置して対応しております。内部統制センターは、各部門に対して年度計画に則して、業務活動

の全般、各部門の運営状況、法令の遵守状況について監査を実施いたします。

(5) 会計監査

持株会社の会計監査人となる予定のEY 新日本有限責任監査法人との連携のもと、会社法及び金融商品取引法等に基づく実効的な監査に努めてまいります。

(6) その他

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて顧問弁護士のアドバイスを受けております。また、各種専門家から法務、税務に関する指導、助言を受け、コンプライアンスの確保を図っております。

(7) 指名、報酬決定

取締役候補者の選任は、取締役会の審議を経て株主総会に付議いたします。取締役の報酬につきましては、株主総会において報酬枠を決定していただき、取締役の個別の報酬は特別審査委員会の答申を受け取締役会によって、監査等委員である取締役の個別の報酬は監査等委員である取締役の協議によって、それぞれ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより、取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としたものであります。

また、経営の意思決定及び業務執行に関して、透明性・公平性・スピードを重視することで、コーポレートガバナンスの有効性を確保し、公正な経営を実現することを最優先課題としております。なお、より健全で透明性・公平性の高い経営や適正な監査機能を実現するため、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）の7名で構成されており、定時取締役会を月1回、加えて緊急な意思決定が必要な場合には、業務運営の迅速化及び経営の透明性の強化のために、臨時取締役会を随時開催することとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知につきましては、法定日程の数日前に発送できるよう努めます。また、招集通知の電子データにつきましては、招集通知の発送以前に、当社HPを通じて公開いたします。【コーポレートガバナンス・コード:補充原則1-2】
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は決算作業、監査等の工程に基づいて開催日を設定しており、特に集中日を意識しておりません。
電磁的方法による議決権の行使	2022年12月に開催予定の第1回定時株主総会に向けて、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2022年12月に開催予定の第1回定時株主総会に向けて、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	2022年12月に開催予定の第1回定時株主総会に向けて、検討してまいります。
その他	当社ウェブサイトへの招集通知を掲載いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに「IRポリシー」を掲載する方針を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、個人投資家向けの説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在は当社の株主構成(想定)における海外投資家等の比率は低く、今後の海外機関投資家による当社株式保有比率の動向を見ながら、海外投資家向け説明会の開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	現在ホームページ作成中	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営戦略センター 経営企画部 広報・IR戦略グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、「行動憲章」、「倫理方針」に内に掲げております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、経営理念を踏まえた行動憲章のなかで、社会貢献活動への積極的参加、環境問題への積極的な取り組みを掲げております。、当社の完全子会社である長大と同水準以上の取り組みや活動を実施していく予定であります。長大の具体的な主な活動としましては、以下のとおりであります。</p> <p>・環境保全 環境省では2014年3月26日、これまでの地球温暖化防止国民運動「チャレンジ25」に代わる、新たな気候変動キャンペーン「Fun to Share」をスタートしました。 長大は「Fun to Share」賛同企業としての登録を申請し、2014年4月18日に承認されました。</p> <p>・地域貢献 国土交通省徳島河川国道事務所と吉野川交流推進会議共催による河川の一斉清掃活動である「アドプト・プログラム吉野川」に1990年より参加しております。2017年5月には、長年にわたる参加に対し、吉野川交流推進会議会長より表彰状が贈呈されました。2019年も7月7日に参加いたしました。</p> <p>また、静岡県遠州灘における防潮堤整備に際し、地元高校生との協働により、地域の貴重な海岸湿地等を後世に残すための自然環境保全活動を実践しています。これまでに、「二ホンアカガエル観察会」を開催し、地元高校生に対して自然環境保全を目的とした調査や生息種の生態的特性等について説明、指導することを通じて、自然環境保全の重要性を認識していただきつつ、地域の未来を担う人材の育成に貢献しました。</p> <p>・災害対応 災害発生時には、国土交通省や地方公共団体の要請に応じて、被災地に技術者を派遣し、早期の災害復旧に貢献しています。2018年4月に「長大グループ災害対応マニュアル」を作成して長大グループとしての支援体制を構築し、2019年10月の令和元年東日本台風、2020年7月豪雨に技術者を派遣しました。</p> <p>・環境関連事業 パイオトイレ・小水力発電・コンクリート用型枠のリユース事業などに取り組んでおります。コンクリート用型枠のリユース事業とは、簡易なリペアを施すことで繰り返し使用可能なコンクリート用型枠を長大が開発したもので、これまで使い捨てにされていたコンクリート用型枠の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を実現した事業となります。自社開発の「リユースボード「型丸」」を現場の要望にあわせて加工・レンタルし、使用後のリペアまでを事業化しております。</p> <p>また、ドライバーの視認性を高め、走行の安全性を向上させるコンクリート用夜間反射塗料「Re-Flex」、うすめて撒くだけで使用後は生分解作用により元通りとなる植物由来の粉塵防止剤「バイオグリーンシールド」の販売も始めました。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社では「ステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業情報を適宜適切に開示すること」を企業行動憲章に掲げ、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に、適時、的確な情報提供に努めることを情報提供の基本方針としております。</p> <p>金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社に対する理解促進に有効と思われる情報につきましても、できる限り積極的な情報開示に努めます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システムを、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制と位置付けております。その整備状況は以下のとおりです。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、取締役及び使用人の企業倫理意識の向上、並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図る。

ロ 当社における法令・規程の遵守の観点から、内部監査部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、これに関する資料とともに法令及び文書管理規程等に従い担当部門において管理保存する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するために、「リスク管理規程」を定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議し決定する。

ロ 取締役会は定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性を監督する。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役から職務の執行に係る事項について当社が報告を受けるための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社は経営計画及び予算の遂行状況又は結果について、当社取締役会に対して報告する。

子会社は、毎四半期の経営状況、業績について、当社取締役会に報告する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社のみならず子会社におけるリスクの把握と予防に努める。

ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社には、規模・業態等に応じて、経営組織を整備する。

当社の子会社には、その取締役の職務の効率性を確保するために取締役を派遣する。

ニ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、当社が定める「行動憲章」

「倫理方針」「内部統制方針」を、子会社の取締役及び使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図っている段階である。

子会社における法令・規程の遵守の観点から、内部監査部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。

ホ その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

子会社を含む関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団の業務の適正を確保する。

子会社については、取締役を派遣し、事業活動全般の適正を確保する。

6 監査等委員の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性、及び監査等委員からの指示の実効性の確保に関する事項

イ 監査等委員がその職務の執行の補助者を必要とするときは、監査等委員役付を置く。監査等委員役付は、監査等委員の指示に従いその職務を行う。

ロ 監査等委員役付の人事評価、人事異動については監査等委員と人事担当取締役が協議して行う。

7 当社及びその子会社の役員及び使用人等が当社の監査等委員(会)へ報告するための体制

イ 当社は、「取締役会規程」、「グループ連携推進会議規程」、その他重要な会議規程に、監査等委員の出席について定める。

ロ 内部監査部門は、通報制度の運用状況、内部監査の計画、実施結果について監査等委員(会)に報告する。

ハ 監査等委員(会)から業務執行に関する事項の報告を求められたとき、取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

ニ 子会社の役員及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社の役員及び使用人は、当社の監査等委員(会)から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項につき報告を行う。

ホ 当社は、監査等委員(会)への報告を行った当社及びその子会社の役員及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びその子会社において周知徹底する。

8 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支出するために、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、反社会的勢力に関わりを持ちかけられ、不当な要求をしてきた場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶することを「企業行動憲章」及び「反社会的勢力排除規程」に定めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2020年12月18日開催の長大定時株主総会にて「持株会社に係る株式等の大規模買付け行為に関する対策（買収防衛策）の継続導入の件」（以下「現プラン」といいます。）について賛同いただき導入しております。

現プランは、当社株式等の大規模買付け行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付け行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付け行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、現プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次の通りです。

(1) 適時開示の基本方針

当社は、金融商品取引法等の関係法令並びに東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、投資家に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢としております。

(2) 適時開示にかかる社内体制

当社の会社情報、決定事実、決算情報については、取締役会の承認後、遅滞なく適時開示を行っております。また、当社グループの重要事実等に係る情報は、情報取扱責任者である管理統括センター長に集約され、重要事実等に該当するか監査等委員どうかを最終的に判定（確認）しています。重要事実等であると判定された発生事実、取締役会等で決定・承認された決定事実・決算情報は、管理統括センター長の指示により、管理統括センター又は広報・IR担当が速やかに開示します。

